

千葉県消防団活性化検討会設置要綱

(目的)

第1条 地域防災の中核を担う千葉県内の各市町村等消防団（以下「消防団」という。）の活性化を図ることを目的に、千葉県消防団活性化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

なお、検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 消防団活動の負担軽減に関すること。
- (2) 消防団の訓練に関すること。
- (3) 消防団の処遇に関すること。
- (4) その他消防団の活性化に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 検討会に、座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
- 3 座長は、検討会を統括し、検討会の議長を務める。
- 4 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- 5 座長に事故あるときは、あらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会は、千葉県防災危機管理部消防課長が招集する。

(事務局)

第5条 検討会の事務は、千葉県防災危機管理部消防課及び（公財）千葉県消防協会が事務局となり行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

(別表)

消防団活性化検討会構成員

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 千葉県防災危機管理部 | 消防課長、消防学校副校長 |
| (公財) 千葉県消防協会 | 専務理事 |
| 消防団代表 | (公財) 千葉県消防協会の推薦する地区支部長の職にある消防団長 (4名) |
| 市町村代表 | 上記消防団長が属する市町村等消防団事務担当課長 (4名) |
| 有識者 | |